

電気供給約款別紙（四国電力送配電株式会社管内）

実施要綱 四国のむシリカ電力 お得電化プラン

1. この実施要綱の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

徳島県、高知県、香川県（一部を除く）、愛媛県（一部を除く）

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金
－⑤割引額

①基本料金は、3（契約種別、料金単価等）ホ（基本料金および電力量料金単価）(a)のとおりとします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

⑤割引額＝電化機器割引額

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（四国のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次の(a)または(b)に該当し、ホ（料金単価）に定める平日昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要（負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。）で当社との協議がととのった場合に適用いたします。ただし、マンションまたはアパート等で独立した1建物内の総戸数が3戸以上の集合住宅における需要を除きます。なお、次の(a)または(b)に該当し、お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更され

る場合等は、(a)における使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）または(b)における契約容量は、別表3（契約設備電力の算定）によって算定された契約設備電力といたします。（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）

(a)以下のいずれにも該当するものをいいます。

- ①最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること（最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。）。
- ②1需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、①に該当し、かつ、②の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(b)以下のいずれにも該当するものをいいます。

- ①契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。②1需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、①に該当し、かつ、②の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ) 契約電力

(a)各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の記録型計量器により計量される30分ごとの使用電力量を2倍した値の最大値（以下「最大需要電力」といいます。）と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

①新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この料金条件により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、この料金条件による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この料金条件によって受けた電気の供給とみなします。

②契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大需要電力の値といたします。

③契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(b)(a)により算定された値が0.5キロワット以下となる場合の契約電力は、本約款4（単位および端数処理）にかかわらず、0.5キロワットといたします。

ホ) 基本料金および電力量料金単価（税込）

(a)基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

基本料金	1 契約につき最初の 10 キロワットまで	12,215円17銭
	上記を超える 1 キロワットにつき	611円05銭

(b)電力量料金単価

- ①平日昼間時間（平日デイトタイム）※午前9時から午後11時。ただし別表2（休日）に定める日の該当する時間を除く。

70 キロワット時をこえる1キロワット時につき	44円03銭
-------------------------	--------

- ②夜間・休日時間（ナイトタイム・ホリデータイム）※平日昼間時間以外の時間。

240 キロワット時をこえる1キロワット時につき	33円44銭
--------------------------	--------

へ) 電化機器割引

需要場所内において(a)に定める電化機器を使用する需要で、当社との協議がととのった場合の料金は、ホ（料金単価）によって算定された基本料金と電力量料金の合計から算定された割引額を差し引いたものに、本約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。

(a) 電化機器とは、次に定める機器をいいます。

- ① 総容量（入力）が2キロボルトアンペア以上の電磁誘導加熱調理器等
- ② 総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上の別表1（夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）における貯湯式電気温水器等
なお、当社は、①または②に該当する電化機器であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電化機器に関する資料を提出していただきます。

(b) 電化機器割引額

① I H割

I H割引額は、(a)①に定める機器を使用する場合、1月につき次によって算定された金額といたします。

$$\text{I H割引額} = \text{割引対象額} \times \text{割引率} [5 \text{ パーセント}]$$

②エコキュート割

エコキュート割引額は、(a)②に定める機器を使用する場合、1月につき次によって算定された金額といたします。

$$\text{エコキュート割引額} = \text{割引対象額} \times \text{割引率} [5 \text{ パーセント}]$$

③でんか割

でんか割引額は、(a)①および②に定める機器をあわせて使用する場合、1月につき次によって算定された金額といたします。

$$\text{でんか割引額} = \text{割引対象額} \times \text{割引率} [10 \text{ パーセント}]$$

なお、この場合、割引対象額とは、基本料金と電力量料金の合計といたします。

(c) I H割、エコキュート割またはでんか割の重複適用はいたしません。

(d) 電化機器を取り付けもしくは取り外しまたは取り替えられる場合は、当社に申し出ていただきます。

(e) 電化機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が電化機器を使用する需要であることを確認した日以降に算定される料金について適用いたします。

(f) 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合で、(b)における割引率（以下「割引率」といいます。）に変更があったときは、割引率に変更があった日以降に算定される料金について、変更後の割引率を適用いたします。

- (g) 電化機器を取り外していることが明らかになった場合は、違約金を申し受けます。
なお、この場合の違約金は、本約款 33（違約金）に準じて算定するものといたします。

ト) 使用電力量の計量

- (a) 使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行いません。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、本約款 15（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。この場合、消滅日における 30 分ごとの使用電力量は、消滅日前日に使用したものとみなします。）において合計した値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の各時間帯ごとの使用電力量を合計した値といたします。

- (b) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(a)に準じて計量した値を合算してえた値といたします。

- (c) 夜間蓄熱式機器の計量等

① 特別の事情がある場合（技術的、経済的にやむをえず、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量している場合をいいます。）は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当該一般送配電事業者等は、毎日午前 0 時から午前 7 時までおよび午後 11 時から翌日の午前 0 時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行いません。

② ①に該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、当該一般送配電事業者等は、毎日午前 1 時から午前 6 時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をシャ断いたします。（この場合、当該夜間蓄熱式機器を以下「5 時間通電機器」といいます。）なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、5 時間通電機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行いません。

③ ①および②の場合で、当該一般送配電事業者等が電気の供給をシャ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、毎日午前 0 時から午前 9 時までおよび午後 11 時から翌日の午前 0 時までの時間（以下「夜間時間」といいます。）に使用されたものといたします。

- (d) (c) ①および②の場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに(a)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

- (e) (c) ①および②に定める電気の供給をシャ断する装置は、託送約款等の計量器等の取付けに関する事項に準じて取り扱うものといたします。

チ) その他

- (a) この実施要綱にもとづく需給契約を開始後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。
- (b) 最大需要電力が50キロワット以上となる場合は、需給契約の変更について協議するものとし、それまでの間は、この料金条件に準じて取り扱います。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和6年4月1日から実施いたします。

2 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの使用電力量および最大需要電力については、次のとおりといたします。

(1) 移行期間における30分ごとの使用電力量

その1月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における30分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における30分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯別に計量する場合は、移行期間において時間帯別に計量された使用電力量をそれぞれの時間帯別の30分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。

(2) 移行期間における最大需要電力

移行期間における最大需要電力は、(1)に準じて均等に配分してえられる30分ごとの使用電力量のうち、最大となる値を2倍した値といたします。

別 表

1. 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、主に夜間時間に通電する機能を有し、夜間時間の通電時間中に蓄熱のために使用されるものであって、次のいずれかに該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
 - イ 給湯または暖房等単一の用途に対応する機能を有するもの。
 - ロ 給湯と床暖房にあわせて使用される等複数の用途に対応する機能を有するもの。
- (2) (1)の「主に夜間時間に通電する機能を有し」には、次の場合を含みます。
 - イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合
 - ロ ト（使用電力量の計量）(c) ①または②の場合で、当該一般送配電事業者等が当該機器への電気の供給をシャ断する適当な装置または計量器を取り付けた場合
- (3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外しまたは取り替えられる場合は、当社に申し出ていただきます。
- (4) 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、各機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

2. 休日

この料金条件において、休日とは、次の日をいいます。

- (1) 土曜日および日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日および休日
- (3) 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日

3. 契約設備電力の算定

- (1) 契約設備電力は、原則として本約款別表5（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて定めます。ただし、お客さまと当社との協議により、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満である場合（最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。）にはその最大需要容量にもとづき契約設備電力を定めます。
- (2) 夜間蓄熱式機器のうち別表1（夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）(1)イに定める夜間蓄熱式機器を使用される場合は、(1)にかかわらず、契約設備電力は、原則として、次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{イによってえた値} + \text{ロによってえた値} \times 0.1$$

- イ 契約設備のうち別表1（夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）(1)イに定める夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として(1)の契約容量決定方法に準じてえた値
- ロ 契約設備のうち別表1（夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）(1)イに定める夜間蓄熱式機器の総容量（入力）
ただし、別表1（夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）(1)イに定める夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が①に該当する場合は、イの値は、その最大需要容量にもとづき(1)に準じて定めます。